

～ 口蹄疫の影響に伴う雇用調整助成金等利用について～

口蹄疫の影響で事業活動が縮小した事業所にも適用されることとなりました！
生産量要件の確認期間が、3か月から1か月に短縮されました！

直接被害を受けた畜産農家でも利用できる場合があります！

- ・ 移動制限解除後においても、事業活動が縮小している場合
- ・ 畜産業以外の事業で、事業活動が縮小している場合 など

種類・助成額等	中小企業緊急雇用安定助成金	雇用調整助成金
休業等に係る費用の助成率	4 / 5 (一定要件で9/10)	2 / 3 (一定要件で3/4)
労働者1人1日あたり支給限度額	7,685円	
労働者1人あたり支給限度日数	3年間で300日	
教育訓練実施にかかる助成額	6,000円	4,000円

【主な支給要件】

- ・ 生産量、販売量、売上高などの事業活動を示す指標の最近1か月の値が、その直前の1か月又は前年同期に比べ5%以上減少していること。 今回の要件緩和措置
- ・ 雇用保険適用事業所であり、対象労働者が雇用保険被保険者であること。
- ・ 休業等を実施する前日までに、休業等実施計画届を提出すること。

利用の際は、あらかじめ下記へお電話ください。

< 問い合わせ先 >

宮崎労働局職業安定部職業対策課 助成金申請受付コーナー

(電話 0985 - 38 - 8824)